

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

平成30年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
奄美市	住宅	定住促進支援事業	<p>★ 地域の活性化と地域コミュニティの育成を目的として、その担い手となる方々(島外からの移住者)に提供する定住促進住宅を整備しております。 【戸数】名瀬地区:14戸、住用地区:4戸、笠利地区:11戸 【家賃】名瀬地区:34,000円、住用地区:17,000円~18,000円、笠利地区:20,000円~28,000円 入居にあたっては、次のことが条件となります。 (1)地域活性化の担い手となる者 (2)現に同居し、又は同居しようとする親族(婚約者も含む)があること。 (3)入居の申込時において住所を有する市町村の税金等の滞納がないこと。 (4)住所を本市に有し、又は入居後、本市に移すことが確実であること。 (5)入居者及び同居者が暴力団員でないこと。 (6)住宅への入居期間が、最大で10年間(定期借家契約)であることを承諾すること。</p>
奄美市	住宅	移住・定住住宅購入費・リフォーム助成金	<p>★ ●移住・定住住宅購入費助成 移住者が新築・中古住宅を購入する際に最大100万円助成</p> <p>★ ●移住定住促進住宅リフォーム助成金 ・空き家の所有者が移住者に貸し出すことを目的に、戸建て住宅をリフォームする費用の1/2を助成(最大100万円) ・奄美市内の戸建て住宅を借りる移住者が所有者の了解を得てリフォームする場合、その費用の1/2を助成(最大100万円)</p>
奄美市	就農・漁業	農業研修生制度	<p>★ 奄美市において農業経営を希望する者に対して、農業に関する基礎的技術及び知識を習得させるための各種研修を実施し、将来本市の中核的農家として自立できるよう人材の育成をすることを目的とし、研修生受け入れ事業を実施しています。 (研修内容) 本市の重点振興品目であるパッションフルーツ等の栽培実践研修を主に行いながら、農業基礎講義等による栽培研修会への参加など、新規就農者の育成を目的とした研修内容です。 (研修人員)6人以内 (研修期間) 原則として7月1日から翌年の6月30日までの1年間を予定しております。 (研修資格) 1.農業を職業として選択し、かつ、本市の重点振興品目の栽培を希望する者で、自立経営農家を目指し就業意欲が高いと認められるもの 2.研修終了後に奄美市に住所を有する者で、かつ普通自動車運転免許を有する者 3.地域社会と融和し、中核的な担い手として地域の発展に寄与できる者 4.18歳以上55歳以下の健康な者 5.自己資金等の条件が整っている者 6.身元保証人が1名いる者。 (営農研修助成金) 研修実績により日額4500円を支給する。(生産物の販売収入は市の収入とする。)ただし、国の農業次世代人材投資事業(準備型、年額150万円)の対象者に対する重複支給はいたしません。 (募集期間) 毎年1月から3月末</p>
奄美市	起業	ふるさと創生人材育成奨学生(起業奨学生)	<p>★ 農林、水産、商工、観光又は情報通信に関する分野において、本市での起業を目的として専門技術の習得又は研修を受ける方を対象に、奨学金制度を設置しております。 対象者:一般社会人 募集人員:若干名 貸付月額 郡内奨学生…50,000円以内 郡外奨学生…100,000円以内 貸付の利率:貸付の利息は課さない 貸付期間:研修期間(最長1年) 返還方法 技術の習得や研修等が終了した日の属する月の翌月から1年を経過した翌月から最長10年以内</p>
奄美市	就農・漁業	奄美市漁業担い手育成支援事業	<p>【対象者・内容等】 漁業就業者の確保・育成を図る目的で、新規漁業従事者に対し、奨励金及び水揚げ手数料補助金を支給し、新規漁業従事者が継続的に活動できるよう支援しております。 また、正規労働者を雇用した漁協の正組合員である企業に対し奨励金を支給いたします。</p> <p>【独立型】 市内に住所を有し、漁協正組合員の資格を有した日において年齢65歳以下で、かつ、1年以上漁業活動に従事した新規漁業従事者。</p> <p>【雇用型】 漁協正組合員の資格を有する企業で、かつ、常時従業員を雇用し、継続して漁業活動を行う企業経営者であり、その被雇用者が市内に住所を有する者で、正規雇用者となった日において、年齢60歳以下であること(被雇用者が正規労働者となった日から3年未満の者)。</p> <p>①就業補助金又は雇用補助金:1人あたり20万円(1回限り) <【独立型】及び【雇用型】> ②水揚げ手数料補助金:水揚げ金額の5%以内かつ1人あたり上限5万円(補助申請した日の属する年度から3年間)<【独立型】のみ></p>